

# 第11期 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日



## ■ 開催日時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時15分）

## ■ 開催場所

東京都中央区銀座二丁目3番6号  
銀座並木通りビル6階  
Le chic unjour  
(ラシック アンジュール)

## ■ 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

## 目次

第11期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。  
多くの株主の皆様が集まる**株主総会**は、**集団感染のリスクがあります**。  
可能な限り、書面による議決権の行使を事前に行っていただき、感染回避のため、当日のご来場の自粛をご検討ください。

証券コード 6556  
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目3番6号  
**ウェルビー株式会社**  
代表取締役社長 大 田 誠

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）

2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目3番6号  
銀座並木通りビル6階  
Le chic unjour（ラシック アンジュール）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.welbe.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.welbe.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類です。

## 新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について次のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権行使書の郵送により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
- ・当日ご出席の株主様はマスクの着用をお願い申し上げます。マスクを着用いただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
- ・会場受付にてアルコール消毒液を設置いたしますので、入場前に手指の消毒をしていただきますようお願い申し上げます。

### 【当社の対応】

- ・議長を含め、全ての出席役員と当社スタッフはマスクを着用いたします。
- ・感染予防の観点から、株主様へのお飲み物のご提供はいたしません。
- ・当日は、開催時間短縮のため、報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明等は省略いたしますので、あらかじめ本招集ご通知をご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 【お土産について】

- ・本株主総会はお土産のご用意はございません。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻等を変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.welbe.co.jp/>) に掲載いたします。

## 議決権行使方法のご案内

### 書面（郵送）にて行使される場合



行使期限 **2022年6月27日（月曜日）午後6時到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

### 株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2022年6月28日（火曜日）午前10時開催**  
(受付開始は午前9時15分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
株主総会当日は、第11期定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 8円10銭  
総額 233,181,755円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日である2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日である2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役の候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 (2022年3月期)
1	再任 大田 誠 おお た まこと	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任 千賀 貴生 せん が たか お	取締役副社長 兼管理本部長	100% (14回/14回)
3	再任 中里 英之 なか ざと ひで ゆき	取締役 福祉サービス事業部長	100% (14回/14回)
4	再任 伊藤 浩一 い とう こう いち	取締役 事業企画部長	100% (14回/14回)
5	新任 当麻 拓生 とう ま たく お	就労移行支援部長	—
6	新任 本谷 一輝 ほん や かず き	経理財務部長	—
7	再任 神庭 重信 かん ば しげ のぶ	社外 独立役員	100% (14回/14回)

1

おお た まこと  
大田 誠

(1972年4月22日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

11,872,900株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年4月	(株)武蔵野銀行 入行	2008年11月	同社 取締役副社長
2002年11月	TAC(株) 入社	2010年12月	バイオメディカ・ソリューション(株) 代表取締役社長
2004年11月	テラ(株) 取締役管理部長	2011年12月	当社設立、代表取締役社長(現任)
2007年1月	同社 取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長	2015年5月	テラ(株) 取締役
2007年5月	同社 取締役副社長兼管理本部長	2021年6月	ウェルビーリンク(株)(現 ウェルビーヘルスケア(株)) 取締役(現任)

### 取締役候補者とした理由

大田誠氏は、2011年の創業以来、当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

2

せん が たか お  
千賀 貴生

(1976年8月3日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,732,900株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年8月	TAC(株) 入社	2015年7月	(株)スパイラルコンサルティング 代表取締役社長
2001年8月	朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所	2016年6月	(株)ソフトフロント(現 (株)ソフトフロントホールディングス) 監査役 当社 取締役管理本部長兼経理財務部長
2005年7月	(株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役副社長	2017年12月	取締役副社長兼管理本部長(現任)
2009年11月	(株)ジェイアイエヌ(現 (株)ジズホールディングス) 監査役	2021年6月	ウェルビーリンク(株)(現 ウェルビーヘルスケア(株)) 代表取締役社長(現任)

### 取締役候補者とした理由

千賀貴生氏は、取締役副社長兼管理本部長として、豊富な知識と経験を活かし、管理本部機能の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

**3** なか ざと ひで ゆき  
**中里 英之** (1972年4月7日生)

再任

■ 所有する当社株式の数 360,000株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年4月	(株)武蔵野銀行 入行	2016年6月	取締役療育事業部長
2013年5月	当社入社 第3事業部長	2018年12月	取締役
2014年7月	執行役員第2事業部長	2020年6月	(株)アイリス 取締役
2015年11月	専務執行役員	2021年4月	同社 代表取締役社長(現任)
		2021年7月	取締役福祉サービス事業部長(現任)
		2021年10月	ウェルビーヘルスケア(株) 取締役(現任)

#### 取締役候補者とした理由

中里英之氏は、療育事業の立ち上げに関わるなど、事業部門の責任者として豊富な経験と知識を有しており、今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

**4** い とう こう いち  
**伊藤 浩一** (1976年12月17日生)

再任

■ 所有する当社株式の数 820,000株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月	東京ビジネスサービス(株) 入社	2012年11月	執行役員第1事業部長
2001年5月	(株)ワークデータバンク(現 WDBホールディングス(株)) 入社	2014年10月	執行役員総合企画部長
2002年4月	セレスター・レキシコ・サイエンシズ(株) 入社	2015年7月	執行役員事業企画部長
2007年10月	テラ(株) 入社	2019年3月	社長室長
2012年4月	当社入社	2019年6月	取締役
		2020年4月	取締役事業企画部長(現任)
		2020年6月	(株)アイリス 取締役(現任)

#### 取締役候補者とした理由

伊藤浩一氏は、創業初期に当社に入社して以来、事業開拓やマーケティングの分野を中心に当社の業績に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

5

とう ま たく お  
当麻 拓生

(1967年2月23日生)

新任

■ 所有する当社株式の数

0株

### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年4月 (株)武蔵野銀行 入行

2015年4月 同行 日高支店長

2016年4月 同行 地域サポート部ソリューション営業  
室長

2020年4月 同行 総合企画部長

2021年8月 当社入社 就労移行支援部長(現任)

### ■ 取締役候補者とした理由

当麻拓生氏は、前歴の銀行勤務において、長年にわたり経営企画業務に携わっておりました。当社入社後は、就労移行支援部長として事業部門の強化に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

6

ほん や かず き  
本谷 一輝

(1984年1月7日生)

新任

■ 所有する当社株式の数

5,000株

### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年10月 (株)インベメディカル 入社

2014年3月 有限責任監査法人トーマツ 入所

2015年10月 (株)スパイラルコンサルティング 入社

2016年6月 当社 入社

2017年12月 経理財務部長(現任)

2021年6月 ウェルビーリンク(株)(現 ウェルビーヘルス  
ケア(株)) 取締役(現任)

### ■ 取締役候補者とした理由

本谷一輝氏は、経理、財務、IRの分野を中心に豊富な業務経験と知見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

7 かん ば しげ のぶ  
**神庭 重信** (1954年1月20日生)

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年9月 慶應義塾大学病院神経科学教室 入局  
 1982年1月 米国メイヨークリニック(薬理学、精神科) 留学  
 1987年5月 慶應義塾大学医学部 助手、講師を歴任

1996年9月 山梨医科大学 (現 山梨大学) 医学部精神神経  
 医学講座 教授  
 2004年4月 九州大学大学院医学研究院  
 精神病態医学分野 教授  
 2019年4月 同大学 名誉教授 (現任)  
 2019年6月 当社 取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

神庭重信氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しており、学術的かつ臨床的な視点を踏まえた客観的な立場から経営を監督していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神庭重信氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 神庭重信氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は、神庭重信氏が原案どおり選任され就任した場合、当社定款に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が取締役现就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

新たに、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

の ぐ ち ゆ み こ  
**野口 由美子**

(1978年6月9日生)

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数

0株

### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）  
入所

2020年8月 (株)POPER 監査役（現任）

2021年9月 公益社団法人あすのば 理事（現任）

2006年2月 (株)イージフ 取締役

### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

野口由美子氏は、公認会計士として多岐にわたる業務経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。教育業界や福祉業界での役員の経験を活かし、当社のガバナンス強化や業務執行の監督を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 候補者は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 候補者が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。  
5. 当社は、候補者が原案どおり選任された場合は、野口由美子氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とすることを予定しております。  
6. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が承認された場合、本株主総会終了後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位及び役職	特に期待するスキル・専門的な分野					
		企業経営	当社事業に関する知見	マーケティング・営業	財務会計	法務・コンプライアンス	ESG
大田 誠	代表取締役社長	○	○				○
千賀 貴生	取締役副社長	○	○		○	○	○
中里 英之	取締役	○	○	○			○
伊藤 浩一	取締役		○	○			○
当麻 拓生	取締役		○	○			○
本谷 一輝	取締役		○		○		○
神庭 重信	社外取締役／ 独立役員		○			○	○
渡辺 絵理	取締役（監査等委員）		○			○	○
北 康利	社外取締役（監査等委員）／ 独立役員	○			○	○	○
佐藤 仁良	社外取締役（監査等委員）／ 独立役員					○	○
野口 由美子	社外取締役（監査等委員）／ 独立役員				○	○	○

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社グループを取り巻く障害福祉業界においては、わが国の障害者の総数は964.7万人となり、障害者数全体は増加傾向にあります。障害福祉サービスの利用者も年々増加しており、最近1年間のサービス利用者数の伸び率は全体で6.0%となっております。このうち、当社グループの主なサービス対象である精神障害者の伸び率は7.5%、障害児の伸び率は11.7%であり、とりわけ高い伸び率となっております(厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」)。これらの増加傾向は中長期的に継続していくものと考えております。さらに、2021年3月より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられ、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれます。

当社グループは、このような事業環境の中、全国規模で事業所の継続的拡大を進めてまいりました。当連結会計年度においては、新たに就労移行支援事業所を9拠点、療育事業所を5拠点開設いたしました結果、当連結会計年度末における当社グループの拠点数は、就労移行支援事業所が89拠点、療育事業所が51拠点となりました。また、新型コロナウイルス感染症の流行による当社グループの業績への影響は軽微でありました。さらに、第2四半期連結会計期間において、当社グループの主力事業である「障害福祉事業」との相乗効果を視野に入れ、5-アミノレブリン酸(「5-ALA」)の商品販売を中心とする「ヘルスケア事業」を開始いたしました。5-ALAは、天然アミノ酸の一種で、細胞内のエネルギー代謝を促進する力を持ち、今後の市場成長が期待されております。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高9,894,487千円(前連結会計年度比21.0%増)、営業利益2,527,010千円(前連結会計年度比24.0%増)、経常利益2,659,312千円(前連結会計年度比26.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,828,748千円(前連結会計年度比20.0%増)となりました。

なお、当社グループは、従来、障害福祉サービス事業の単一事業であったことから、業績として全社合計での数値を記載しておりましたが、上記のとおり第2四半期連結会計期間において新事業を開始したことから、「障害福祉事業」、「ヘルスケア事業」の各セグメント別に業績を説明いたします。



セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

[障害福祉事業]

障害福祉事業におきましては、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、サービス単価が上昇したことにより、売上高は堅調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は9,203,498千円、セグメント利益は2,220,816千円となりました。

[ヘルスケア事業]

第2四半期連結会計期間において、5-A L Aの商品販売開始に伴い、サプリメントを中心に販売を強化し、販売面では順調に推移しました。

これらの結果、売上高は690,989千円、セグメント利益は314,521千円となりました。

なお、前連結会計年度比については、当第2四半期連結会計期間よりヘルスケア事業を開始したため、記載をしておりません。

また、当連結会計年度においてセグメント利益の調整額として8,327千円の損失が発生しております。セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない販売費及び一般管理費となり、当連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、268,736千円で、その主なものは、事業所の新規開設のための有形固定資産の投資となっております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金4,206,000千円の調達を実施しました。また、2021年9月24日に第2回無担保社債500,000千円を発行いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

### ① 人材の確保と社員育成

当社グループは、全国規模で事業所の開設を継続的に進めておりますが、社会的な要請や当社サービスの利用者のニーズに応えるために、情熱と愛情のある優秀な人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

そこで、有資格者や経験の豊富な社員のみならず、高い意識をもった社員を適正に配置するため、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めております。

具体的には、採用においては、採用担当者を増員し採用力を強化するとともに、中途採用及び新卒採用を継続的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。人事制度においては、障害福祉の支援員として専門性を深めていくキャリアパスだけではなく、多店舗展開を担う現場マネジメント職のキャリアパスの整備にも取り組んでまいります。

さらに、離職率低減に向けた取り組みとして、管理部門への業務集約化や各種システムの導入と整備を進め、支援員の業務負担の軽減を図ってまいります。また、従業員専用の相談窓口を設置するなど、現場の意見を経営に反映させるための取り組みを行っております。

### ② 持続的な事業展開の推進

当社グループは、全国規模で事業所開設を進めておりますが、今後も持続的に事業展開を推進していくために、業務の標準化が課題であると認識しております。

そのために、業務マニュアルを継続的に改善し、その徹底に努めておりますが、今後も一層の業務の標準化に取り組んでまいります。

### ③ 知名度の向上

当社グループは、障害者向けサービスを行っておりますが、競合他社を含め多くの事業所がある首都圏を除きますと、就労移行支援事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業といった障害福祉サービスの認知度は高いとはいえず、今後は、当社グループの提供するカテゴリーの障害福祉サービスの存在を首都圏以外の地域に浸透させることが求められます。

当社グループは、地方拠点の開設のほか、学会参加や広報活動を通じた全国的な知名度向上が、利用者紹介の機会増につながるものと考えており、1人でも多くの障害者の方に成長と活躍の場を提供することを通じて、地域社会の発展に取り組んでまいります。

### ④ 就職後のサービスの強化

当社グループの就労移行支援事業におきましては、当社グループのサービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようにすることが課題であると認識しております。収益面においても、就労移行支援事業所においては、職場定着者が多いほど、それぞれの事業所ごとに設定される基本報酬は上昇します。また、2018年4月から開始された就労定着支援事業所においては、当社グループの就労移行支援事業所を経て就職した職場定着者が主な利用対象者となりますので、職場定着者が多いほど報酬は増えていきます。以上により、定着支援で成果をあげることで、売上の拡大及び利益率の向上につながっていきます。

また、利用者個人に対する公費内のサービスだけではなく、障害者雇用で課題をかかえる企業や地方公共団体に対するサービスの開発にも努め、収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

### ⑤ カリキュラムの継続的改善

当社グループは、利用者への教育的効果を高めるために、提供するカリキュラムを継続的に改善していくことが課題であると認識しております。

そのために、大学や医療機関等との連携を強化し知見をアップデートするとともに、最新の研究成果と環境の変化に対応したカリキュラム開発に取り組んでまいります。

### ⑥ 必要な法令の遵守

当社グループが展開する事業におきましては、各種法令及び制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、障害者総合支援法、児童福祉法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提であります。

当社グループでは、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後予想される法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。

具体的には、社外取締役の活用や監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。

今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)		—	6,878,327	8,176,190	9,894,487
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		—	1,174,383	1,523,724	1,828,748
1株当たり当期純利益 (円)		—	42.35	53.94	63.74
総 資 産 (千円)		—	4,511,219	5,473,175	11,244,050
純 資 産 (千円)		—	3,477,649	4,750,008	5,998,817
1株当たり純資産額 (円)		—	124.98	167.35	208.02

(注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)		5,751,435	6,784,229	7,796,996	8,785,830
当 期 純 利 益 (千円)		991,797	1,200,944	1,503,666	1,551,388
1株当たり当期純利益 (円)		36.40	43.31	53.23	54.08
総 資 産 (千円)		3,707,316	4,472,154	5,442,251	10,854,525
純 資 産 (千円)		2,539,833	3,504,210	4,756,512	5,770,485
1株当たり純資産額 (円)		92.02	125.94	167.58	200.09

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイリス	20,100千円	100.0%	児童福祉法に基づく事業所の運営
ウェルビーヘルスケア株式会社	5,000千円	100.0%	障害者雇用関連サービス業及びヘルスケア事業

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、「就労移行支援事業」と「療育事業」からなる「障害福祉事業」と、「ヘルスケア事業」の2つを事業としております。

名称	事業内容	
障害福祉事業	就労移行支援事業	主に就労移行支援事業所の運営。18歳以上65歳未満の障害や難病をお持ちのかたを対象として、就職するまでの支援と、職場定着するまでの支援を実施。
	療育事業	未就学児向けの児童発達支援事業所及び小中高生向けの放課後等デイサービス事業所の運営。個々にあわせた成長・発達をうながす指導を実施。
ヘルスケア事業	主に5-アミノレブリン酸（「5-ALA」）の商品の販売。「障害福祉事業」との相乗効果により、総合的なヘルスケアカンパニーを目指す。	

## (8) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本部	東京都中央区
就労移行支援事業	就労移行支援事業所が、北海道、宮城県、石川県、新潟県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県に全89事業所
療育事業	児童発達支援事業所が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に全24事業所 放課後等デイサービス事業所が、埼玉県、千葉県に全6事業所 児童発達支援サービスと放課後等デイサービスの2つサービスを提供する多機能事業所が、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、福岡県に全21事業所

## (9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,111名	177名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。

## ② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,048名	166名増	38.29歳	2.01年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。

**(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)**

借入先	借入残高
独立行政法人福祉医療機構	1,706百万円
株式会社三井住友銀行	850百万円
株式会社みずほ銀行	849百万円
株式会社千葉銀行	475百万円

**(11) その他企業集団の現況に関する事項**

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 103,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 28,788,000株（自己株式129株を含む。）  
 (3) 株主数 7,687名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
大田 誠	11,872,900	41.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,518,800	8.74
千賀 貴生	1,732,900	6.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,322,300	4.59
伊藤 浩一	820,000	2.84
野村信託銀行株式会社（投信口）	770,300	2.67
浜地 裕樹	730,000	2.53
住友生命保険相互会社	505,800	1.75
GOVERNMENT OF NORWAY	396,800	1.37
中里 英之	360,000	1.25

（注）持株比率は、自己株式（129株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

回次		第3回新株予約権
発行議決日		2021年8月23日
新株予約権の数		520個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式52,000株
新株予約権の1個当たりの発行価額		新株予約権と引換えの金銭の払い込みは要しない
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		167,700円（1株当たり1,677円）
新株予約権の行使期間		2023年8月24日から 2031年8月23日まで
新株予約権の行使条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	交付者数 3名 交付数 520個

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、以下のイ乃至へに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使することができない。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ロ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合
  - ハ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）
  - ニ 死亡した場合
  - ホ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ヘ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 田 誠	ウェルビーヘルスケア(株) 取締役
取締役副社長	千 賀 貴 生	管理本部長 ウェルビーヘルスケア(株) 代表取締役社長
取 締 役	中 里 英 之	福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役
取 締 役	伊 藤 浩 一	事業企画部長 (株)アイリス 取締役
取 締 役	神 庭 重 信	九州大学名誉教授
取締役 (監査等委員)	渡 辺 絵 理	
取締役 (監査等委員)	北 康 利	(株)北康利事務所 代表取締役 京阪プライベート・リート投資法人 監督役員
取締役 (監査等委員)	佐 藤 仁 良	リーガルストラテジー法律事務所 パートナー弁護士 ウェルビーヘルスケア(株) 監査役

- (注) 1. 取締役神庭重信氏、北康利氏及び佐藤仁良氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は重要な社内会議等への出席等による情報収集及び共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、渡辺絵理氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は取締役神庭重信氏、北康利氏及び佐藤仁良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員北康利氏は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、2021年6月25日開催の第10期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役小松満義氏、北康利氏及び佐藤仁良氏は任期満了により退任し、このうち北康利氏及び佐藤仁良氏が監査等委員である取締役に就任しております。

6. 当事業年度中における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
大 田 誠	当社 代表取締役社長	当社 代表取締役社長 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役	2021年6月25日
千 賀 貴 生	当社 取締役副社長 管理本部長	当社 取締役副社長 管理本部長 ウェルビーヘルスケア(株) 代表取締役社長	2021年6月25日
中 里 英 之	当社 取締役 (株)アイリス 代表取締役社長	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長	2021年7月1日
	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役	2021年10月19日
佐 藤 仁 良	当社 取締役 (監査等委員)	当社 取締役 (監査等委員) ウェルビーヘルスケア(株) 監査役	2021年6月25日

7. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
取 締 役	浜 地 裕 樹	就労移行支援部長	2021年11月30日

なお、取締役浜地裕樹氏は、辞任による退任であります。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社における役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合の従業員等となっております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

#### ■報酬制度の基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を取締役として確保することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### ■報酬制度の体系

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

**■業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項**

業績連動報酬及び非金銭報酬等は支払わないものとする。

具体的には、各報酬の割合について、全取締役、次のとおりとする。

- ・基本報酬：100%、業績連動報酬：0%、非金銭報酬等：0%

**■決定方針の決定方法**

取締役会において決議するものとする。

**② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

2021年6月25日開催の第10期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は年額3億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬の額は年額3,000万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

**③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長大田誠が、その具体的内容の決定について委任を受け、各取締役の基本報酬（月例の固定報酬）の額を、それぞれの役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する権限を付与されております。このような権限委任を行う理由は、代表取締役社長が当社の全部門を統括していることから、最も適切に上記の考慮要素を評価・判断することができる立場にあるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長において、独立社外役員が過半数を占める報酬委員会に各取締役の基本報酬の額についての原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は当該答申の内容に従って各取締役の基本報酬の額を決定しなければならないこととしております。以上から取締役会は、上記のとおり委任した権限が適切に行使されていると判断しております。また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、この手続を経て決定されていることから、取締役会としては、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	104,835 (6,000)	104,835 (6,000)	— (—)	— (—)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17,550 (10,800)	17,550 (10,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5,700 (4,200)	5,700 (4,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	128,085	128,085	—	—	12

- (注) 1. 業績連動報酬は支給しておりません。  
 2. 非金銭報酬等は支給しておりません。  
 3. 上記には、2021年11月30日付をもって辞任した取締役1名を含んでおります。  
 4. 上記には、2021年6月25日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。  
 5. 当社は、2021年6月25日開催の第10期定時株主総会において、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますので、監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。  
 6. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬の額は、2016年6月27日開催の臨時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております (当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。)  
 7. 北康利氏及び佐藤仁良氏は、2021年6月25日開催の第10期定時株主総会において監査役を退任した後、取締役 (監査等委員) に就任したため、人数及び報酬等の額について、監査役退任前の期間に係るものは監査役に、取締役 (監査等委員) 就任後の期間に係るものは取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。



#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	神庭重信	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しました。取締役会においては、精神医療に関する高度な専門的見地を活かし、外部的視点から助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	北康利	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査役として4回の全てに、監査等委員である取締役として10回の全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会3回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席しました。取締役会、監査役会及び監査等委員会においては、銀行出身者としての豊富な知識と高い見識に基づき、客観的かつ独立した立場から助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐藤仁良	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査役として4回の全てに、監査等委員である取締役として10回の全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会3回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席しました。取締役会、監査役会及び監査等委員会においては、弁護士としての専門的見地を活かし、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第32条に、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区分	責任限定契約の内容の概要
取締役 (業務執行取締役等 であるものを除く。)	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

- ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
  - (ロ) 取締役、監査等委員及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的に行います。
  - (ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。
  - (ニ) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。
  - (ホ) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。
  - (ヘ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
  - (ト) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。
- ② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
  - (イ) 取締役、監査等委員及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。
  - (ロ) 取締役及び監査等委員は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。
  - (ロ) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査等委員に直ちに報告するものとします。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとしします。
  - (ロ) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
  - (ハ) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとしします。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上を図るため、当社の管理本部を当社子会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
  - (ロ) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとしします。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議します。
  - (ハ) 内部監査室は、当社及び当社子会社の業務の適正性に関する監査を行います。
  - (ニ) 監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは当社子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査します。
- ⑥ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。
- ⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査等委員に事前の同意を得ることとしします。
  - (ロ) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は監査等委員の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査等委員以外からの指揮命令を受けないものとしします。

- ⑧ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
  - (ロ) 補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
  - (ハ) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
- (二) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制
- (イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員から報告を求められた事項について速やかに監査等委員に報告するものとします。
  - (ロ) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査等委員に定期的に報告するものとします。
  - (ハ) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査等委員と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
- (二) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員に報告するものとします。
- (ホ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査等委員に定期的に報告するものとします。
- ⑩ 監査等委員へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報規程において、監査等委員に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

- ⑫ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 代表取締役は定期的に監査等委員と会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員監査の環境整備に努めるものとします。
  - (ロ) 監査等委員は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
  - (ハ) 監査等委員は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制につき以下のような具体的な取り組みを行うなどの運用しております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会及び監査等委員会は合計13回、リスク・コンプライアンス委員会は5回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室との間で随時意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務執行の監査を実施いたしました。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

※本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,658,703</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,493,825</b>
現金及び預金	2,845,053	1年内償還予定の社債	128,400
売掛金	1,607,258	1年内返済予定の長期借入金	500,000
商品	1,869,945	リース債務	1,470
原材料及び貯蔵品	248,483	未払金	187,343
前渡金	1,127,009	未払費用	73,007
前払費用	76,061	未払法人税等	488,708
未収入金	19,844	預り金	21,163
短期貸付金	1,700,000	賞与引当金	88,549
その他	169,130	その他	5,182
貸倒引当金	△4,083		
<b>固定資産</b>	<b>1,585,347</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,751,407</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>870,483</b>	社債	365,400
建物附属設備	826,012	長期借入金	3,380,998
工具、器具及び備品	442,380	リース債務	5,009
車両運搬具	20,995		
リース資産	10,684	<b>負債合計</b>	<b>5,245,233</b>
減価償却累計額	△429,589		
<b>無形固定資産</b>	<b>100,209</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	30,706	<b>株主資本</b>	<b>5,988,434</b>
のれん	69,503	資本金	337,138
<b>投資その他の資産</b>	<b>614,654</b>	資本剰余金	334,138
投資有価証券	77,356	利益剰余金	5,317,326
敷金及び保証金	346,369	自己株式	△167
長期前払費用	41,217	<b>新株予約権</b>	<b>10,382</b>
繰延税金資産	149,710		
<b>資産合計</b>	<b>11,244,050</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,998,817</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,244,050</b>



## 連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,894,487
売上原価		6,074,193
売上総利益		3,820,294
販売費及び一般管理費		1,293,283
営業利益		2,527,010
営業外収益		
受取利息	17,898	
助成金収入	69,177	
受取手数料	31,553	
消費税等差額	35,255	
その他	1,685	155,570
営業外費用		
支払利息	11,056	
社債利息	1,021	
社債発行費	9,539	
固定資産除却損	806	
その他	842	23,267
経常利益		2,659,312
特別損失		
減損損失	30,649	
投資有価証券評価損	122,643	153,292
税金等調整前当期純利益		2,506,020
法人税、住民税及び事業税	722,911	
法人税等調整額	△45,640	677,271
当期純利益		1,828,748
親会社株主に帰属する当期純利益		1,828,748

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	335,519	332,519	4,082,130	△167	4,750,002
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,618	1,618			3,237
剰余金の配当			△551,029		△551,029
親会社株主に帰属する当期純利益			1,828,748		1,828,748
新規連結による変動額			△42,523		△42,523
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	1,618	1,618	1,235,195	—	1,238,432
2022年3月31日残高	337,138	334,138	5,317,326	△167	5,988,434

	新株予約権	純資産合計
2021年4月1日残高	6	4,750,008
連結会計年度中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		3,237
剰余金の配当		△551,029
親会社株主に帰属する当期純利益		1,828,748
新規連結による変動額		△42,523
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	10,376	10,376
連結会計年度中の変動額合計	10,376	1,248,809
2022年3月31日残高	10,382	5,998,817

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,829,934</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,337,642</b>
現金及び預金	2,139,151	1年内償還予定の社債	128,400
売掛金	1,503,574	1年内返済予定の長期借入金	500,000
貯蔵品	5,233	未払金	172,885
前払費用	71,127	未払費用	67,600
未収入金	35,877	未払法人税等	358,663
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	79,000	預り金	20,574
貸倒引当金	△4,029	賞与引当金	85,834
		その他	3,682
<b>固定資産</b>	<b>7,024,590</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,746,398</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>817,223</b>	社債	365,400
建物附属設備	756,753	長期借入金	3,380,998
工具、器具及び備品	429,887		
減価償却累計額	△369,417	<b>負債合計</b>	<b>5,084,040</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>27,680</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	27,680	<b>株主資本</b>	<b>5,760,102</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,179,687</b>	<b>資本金</b>	<b>337,138</b>
投資有価証券	77,356	<b>資本剰余金</b>	<b>334,138</b>
敷金及び保証金	333,606	資本準備金	334,138
長期前払費用	40,823	<b>利益剰余金</b>	<b>5,088,994</b>
関係会社株式	214,200	利益準備金	750
関係会社長期貸付金	5,378,000	その他利益剰余金	5,088,244
繰延税金資産	135,699	繰越利益剰余金	5,088,244
		<b>自己株式</b>	<b>△167</b>
<b>資産合計</b>	<b>10,854,525</b>	<b>新株予約権</b>	<b>10,382</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,770,485</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,854,525</b>

## 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		8,785,830
売上原価		5,434,260
売上総利益		3,351,570
販売費及び一般管理費		1,180,488
営業利益		2,171,081
営業外収益		
受取利息	33,415	
助成金収入	68,683	
経営指導料	2,400	
受取家賃	2,400	
その他	695	
		107,594
営業外費用		
支払利息	11,009	
社債利息	1,021	
社債発行費	9,539	
固定資産除却損	806	
その他	842	
		23,220
経常利益		2,255,454
特別損失		
減損損失	30,649	
投資有価証券評価損	122,643	
		153,292
税引前当期純利益		2,102,161
法人税、住民税及び事業税	587,051	
法人税等調整額	△36,277	
当期純利益		1,551,388

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年4月1日残高	335,519	332,519	332,519	750	4,087,884	4,088,634
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1,618	1,618	1,618			
剰余金の配当					△551,029	△551,029
当期純利益					1,551,388	1,551,388
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	1,618	1,618	1,618	－	1,000,359	1,000,359
2022年3月31日残高	337,138	334,138	334,138	750	5,088,244	5,088,994

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2021年4月1日残高	△167	4,756,506	6	4,756,512
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		3,237		3,237
剰余金の配当		△551,029		△551,029
当期純利益		1,551,388		1,551,388
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	10,376	10,376
事業年度中の変動額合計	－	1,003,596	10,376	1,013,972
2022年3月31日残高	△167	5,760,102	10,382	5,770,485

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ウェルビー株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 太 田 裕 士  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 田 宏 章  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と

判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ウェルビー株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 太 田 裕 士  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 田 宏 章  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

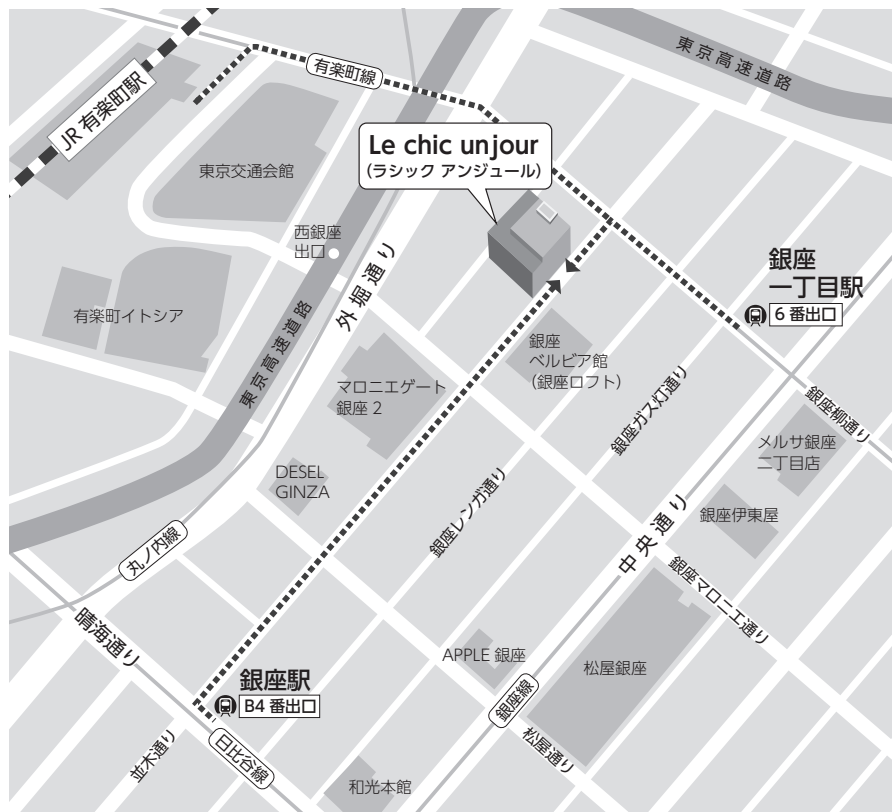
2022年5月17日

ウェルビー株式会社 監査等委員会  
 常勤監査等委員 渡辺 絵理 ㊟  
 社外監査等委員 北 康利 ㊟  
 社外監査等委員 佐藤 仁良 ㊟

(注) 監査等委員北康利及び佐藤仁良は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



**日時** 2022年6月28日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時15分)

**会場** 東京都中央区銀座二丁目3番6号 銀座並木通りビル6階  
Le chic unjour (ラシック アンジュール)

### 交通機関のご案内

東京メトロ「銀座駅」B4出口から徒歩3分

東京メトロ「銀座一丁目駅」6番出口から徒歩2分

JR「有楽町駅」徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。